

# 回 答 書

担当：山形市環境部環境課

023-641-1212 内線679

事業者 各位

業務名 山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務

「山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務公募型プロポーザルに関して期日まで受け付けた質問について、下記のとおり回答します。

質問箇所	内 容	回 答
「実施要領」 1ページ26行目	JV（共同企業体）での参加で、代表企業が入札参加資格を有していればよろしいでしょうか。	「実施要領」1ページ27～28行目に記載のとおり、単体企業での参加を参加資格の一つとしていますので、JV（共同企業体）での参加は認められません。
「実施要領」 1ページ26行目	JVで参加する場合、実施要領記載の資料の他に提出が必要となる書類はございますでしょうか。	同上です。
「実施要領」 4ページ12行目	提案書にページ制限はございますでしょうか。	制限はありません。
「実施要領」 別表 評価基準表	最低見積価格を提案者の見積価格で除した額に配点を乗じて求まる得点で小数点以下の端数が発生した場合は、四捨五入 or 切り捨て or 切り上げのいずれですか？	四捨五入とします。
「実施要領」 様式7	企画提案書のテンプレートは、そのまま利用しないといけないのでしょうか？Copyrightの記載など企業として定まったフォーマットがあるので、弊社のフォーマットを利用してもよろしいですか？	企画提案書（様式7）以外の様式の利用は認められません。
「仕様書」 1ページ33行目	「屋根形状、屋根材の確認」とありますが、貴市から各施設の屋根情報を共有して頂けるという理解でよろしいでしょうか？それとも採択者が全施設図面を借用して確認することでしょうか？	本市から提供できる資料は可能な限り共有します。 共有する資料で不足する施設等については、受託事業者と協議の上、対応を決定します。

質問箇所	内 容	回 答
「仕様書」 2ページ1行目	「各種法令確認」とありますが、貴市が想定している法令について教えてください。	次の法令を想定していますが、市有施設に太陽光発電設備を設置するにあたって、確認が必要となる全ての法令を指します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法</li> <li>・電気事業法</li> <li>・都市計画法や景観法などの工作物の設置に係る法令</li> </ul>
「仕様書」 2ページ12行目	「対象施設の建築的、構造的視点の検討」とありますが、構造計算書の積載荷重の確認という理解でよろしいでしょうか。また、構造計算書が無い施設についての扱いについて教えてください。	お見込みのとおりです。 構造計算書がない施設については、受託事業者と協議の上、対応を決定します。
「仕様書」 2ページ13行目	「供給負荷設備」の確認とは負荷種別（電灯または動力）の確認という理解でよいでしょうか？	契約電力や使用電力量データによる分析のほか、既存の供給負荷設備の状況についても必要に応じて分析を行い、施設の有効なパネル容量及び蓄電池容量等について検討するものですので、負荷種別のみに限定するものではありません。
「仕様書」 2ページ19行目	「自家消費型発電設備として有効なパネル容量及び蓄電池容量の算出」とありますが、施設によっては蓄電池を導入した場合に事業採算性が合わない可能性があります。そのため、最大限蓄電池を活用可能な施設のみ、蓄電池容量の検討対象とする方向性でよろしいでしょうか？	蓄電池の設置については、本市の避難施設として位置づけている施設（学校、公民館、コミュニティセンター、体育館等）については、事業採算性を考慮しながら、最大限の導入を目指します。 その他の施設については、お見込みのとおりです。
「仕様書」 別紙 調査対象施設一覧	調査対象施設の中に特別高圧に該当する施設はございますでしょうか。	仕様書 別紙 山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務 調査対象施設一覧『(2) 太陽光発電設置可能性簡易判定ツール（環境省公表）判定結果「△（設置可能性は高いが、懸念事項有り）」の施設』の「No.17 見崎浄水場」が特別高圧に該当する施設です。
	業務の一部を他社に委託することは可能でしょうか。	「仕様書」3ページ17～18行目に記載のとおり、事前に書面で申請し、本市の書面による承認を得た場合は、業務の一部について、第三者に委託することができます。